

●香川県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年5月18日から同年6月8日まで一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 神田高瀬線（219号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町上麻字東岡376 番8地先から 三豊市高瀬町上麻字東岡365 番1地先まで	前	6.2~15.7	157	道路改良工事によるバイ パス建設
	後	6.2~15.7	157	
		9.4~38.3	99	

- 4 供用開始の期日 平成30年5月18日